

千葉市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年11月19日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第2423号
平成22年11月12日

千葉県監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第11号、平成20年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 15 監査報告第 11 号

監査の種類 定期監査 (財務事務)

監査の結果

3 用地の利用手続きを適正に行うべきもの(消防局)

貯水槽台帳と貯水槽用地の占有許可書類等を照合したところ、消防署所管以外の土地 766 か所のうち、占有許可書や使用貸借契約書の無い用地が 320 か所、占有許可期限が切れているものが 2 か所見受けられた。

適正な用地の利用手続きをとられたい。

講じた措置

貯水槽用地のうち、占有許可書や使用貸借契約書の無い用地として 320 か所の指摘を受けたが、公園及び道路に設置した 75 か所は占有の許可を受けた。民間所有地等に設置した 138 か所は使用貸借契約の締結等を行った。その他の台帳記載誤りや実態のなかった 107 か所は台帳の訂正及び撤去等の手続きを行うことなどにより、平成 22 年 8 月までに適正な用地の利用手続きを行った。

また、占有許可期限が切れていた 2 か所は、用地の管理者に対し更新申請を行い、平成 15 年 10 月及び同年 11 月に占有の許可を受け、適正な用地の利用手続きを行っている。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（財政局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、使用料は前納が原則となっており、例外としては、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合にのみ、後納させることができるとされている。

しかしながら、売店や自動販売機の設置に伴う本庁舎建物の使用等に係る行政財産目的外使用料の徴収にあたっては、使用者が使用料を後納させることができる者でなかったが、使用開始日を過ぎて使用料が納入されていたことから、適正な事務処理を行われたい。

講じた措置

行政財産目的外使用料の徴収については、平成22年3月の行政財産使用料条例の一部改正及び財政部長通知により、実務上前納が困難なものを使用開始日から起算して30日以内に納付させることができるよう規定の整備を図った。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

イ 補助金の額の確定に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

補助金等交付規則第13条によると、市長は補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

しかしながら、市長は、食品衛生協会補助金及び生活衛生協会補助金について、食品衛生協会及び生活衛生協会が補助金の交付決定に際し附した条件を変更するに当たり、食品衛生協会補助金交付要綱第7条及び生活衛生協会補助金交付要綱第7条に基づきあらかじめ提出が必要とされている事業変更承認申請書の提出を受けず、また、事業変更の承認を行っていないにもかかわらず、交付すべき補助金の額を確定していた。

補助金の額の確定に係る手続については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

補助金の額の確定に係る手続については、平成21年12月に保健福祉局長から健康部長及び生活衛生課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、補助金等交付規則、食品衛生協会補助金交付要綱及び生活衛生協会補助金交付要綱に基づき、補助事業等の完了報告が補助金交付決定に付した条件に適合していることを確認し、交付すべき補助金の額を確定するよう指導した。

また、同課担当係長から食品衛生協会及び生活衛生協会に対し、補助事業の内容や経費の配分を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書を提出するよう指導した。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

ウ 補助金の額の確定に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

補助金等交付規則第13条によると、市長は補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

しかしながら、グループホーム等開設準備費・世話人代替費補助金については、交付先団体から提出された実績報告書に添付されている精算書を確認したところ、世話人代替費にかかる補助基準額の算定誤りにより、本来の補助金所要額よりも多く補助金の額として確定されていた。

所定の補助金額を算定し、その差額の返還を求めるとともに、今後、補助金の額の確定に係る手続については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

グループホーム等開設準備費・世話人代替費補助金交付事務については、平成21年12月16日に、補助金交付団体に対して、補助金交付決定の一部取消処分を行うとともに補助金の返還を求め、平成21年12月25日に返還金を受領した。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

エ 出産費の貸付に係る手続を適正に行うべきもの（保健福祉局）

国民健康保険出産費貸付規則第11条第1項によると、市長は出産費の貸付について、出産育児一時金の受領に関する委任に基づき同一時金を受領したときは、これを貸付金の償還に充てるものとされている。これにより、出産後に借受人が同一時金の申請を行い、支給された場合には貸付金の償還に充てている。

しかしながら、出産後、借受人が同一時金の支給申請を行わず、償還ができなかった貸付金の取扱いについては、必要な手続が定められていない。

出産費の貸付については、同一時金の支給申請ができなかった場合を考慮し、適正な事務処理を行われたい。

講じた措置

出産費の貸付については、平成21年12月に出産費貸付制度事務マニュアルを改正し、出産予定日から2週間経過しても申請がない場合、各区から借受人に申請を行うよう連絡するとともに、健康保険課においては、貸付台帳をチェックし出産予定日から2か月経過しても未償還となっている貸付について、借受人への連絡状況等について各区に確認を行うなどの事務手続を定めた。

また、健康保険課長は、平成21年11月に開催された保険年金課長会議において、各区保険年金課長に対して、同マニュアルの改正内容に基づき、同一時金の速やかな申請を借受人に促すよう指導を行った。

なお、出産費貸付制度は、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が平成22年4月から完全実施となったことにより、平成21年度末をもって廃止されている。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

オ 支出負担行為を適正に行うべきもの（保健福祉局）

予算会計規則別表第1（第47条関係）によると、消耗品費について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結する時とされている。

しかしながら、貸与被服（保育衣他）の調達にあたっては、夏服や冬服等をそれぞれ異なる時期に同一業者から購入していたが、その都度、支出負担行為として整理せず、後に一括して処理していた。

支出負担行為については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

支出負担行為については、平成21年12月に子ども家庭部長から児童相談所長に対し、予算会計規則に基づき適正に行うよう指導した。

また、貸与被服（保育衣他）の調達に係る支出負担行為については、冬服購入時の平成21年11月より予算会計規則に基づき契約締結時に行うこととした。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

イ 検査事務を適正に行うべきもの（保健福祉局）

病院事業会計規則第133条によると、病院事業に係る契約については、契約規則の例によるとされており、契約規則第30条によると、市長は、検査員を任命し、検査を行わせることとされている。

また、職員の事務の効率化を図るために作成されている共通事務の手引によると、検査に必要な書類は、検査調書等とされている。

しかしながら、検査事務については、契約書等関係書類に基づく検査は行われているが、検査完了後に作成すべき検査調書等がないものが多数見受けられた。

検査事務については、規則等に基づき適正に行われたい。

講じた措置

検査事務については、平成21年11月30日に海浜病院事務局長が総務課長及び医事課長に事務の適正化を図るよう改善を指示した。両課長は、所属職員に対し、「千葉市病院事業会計規則」及び共通事務の手引の「支出負担行為、履行確認及び支出命令の節別一覧表」を配付して検査事務を再確認させるとともに、検査調書等を適正に作成するよう指導した。

報告書番号 21 監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

ウ 委託業務の第三者への請負に係る承諾の通知を書面により行うべきもの
(保健福祉局)

児童相談所施設等設備保守管理業務委託については、契約書により、市の書面による承諾がある場合を除き、契約業者は委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならないとされている。

しかしながら、契約業者が委託業務の一部を第三者に請け負わせていることを承知しているにもかかわらず、この承諾について意思決定を行っておらず、書面による通知も行っていなかった。

契約は、受託者の信用及び技術力等の業務の履行能力を前提に締結されるものであり、業務の第三者への請負は、これら契約の前提を変える行為となることから、業務の第三者への請負に係る承諾の意思決定については、決裁により明確にするとともに、契約書に基づき、その通知を書面により行われたい。

講じた措置

児童相談所施設等設備保守管理業務委託については、平成22年度から再委託申請の承諾を決裁し、書面により委託業者へ通知した。

報告書番号 21監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(4) 財産管理事務

ア 郵券の管理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

「郵券管理の基本方針について」（平成16年9月17日付け総務局長・副収入役通知）に基づく郵便切手取扱方法によると、郵券の管理については、物品管理者及び物品取扱員等による在庫確認、並びに全庁的に統一化された「消耗品出納簿（郵便切手）」への記載を行うこととされている。また、物品会計規則第26条第1項に基づき、郵券の交付を受けようとするときは、物品交付請求書により物品管理者の承認を受けて、所属の物品取扱員等に請求することとされている。

しかしながら、①定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱い、②物品管理者及び物品取扱員等による在庫確認が適正に行われていない事例が見受けられた。

郵券の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。

講じた措置

郵券の管理については、平成21年12月に保健福祉局長から各所属長に対し、「郵券管理の基本方針について」に基づく郵便切手取扱方法により、郵券の管理を適正に行うよう指導した。

これを受け、各所属長は所属職員に対し、郵券の交付を受ける際には物品管理者の承認を受けて物品交付請求書を物品取扱員に提出するとともに、定められた消耗品出納簿を備え、毎月末に物品管理者及び物品取扱員による在庫確認を行うことにより郵券の管理を適正に行うよう指導した。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

ウ 保険料の減免を適正に行うべきもの（稲毛区役所、緑区役所）

国民健康保険条例第12条によると、国民健康保険料の所得割額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額を基に算定することとされており、非課税とされる通勤手当は総所得金額に含めてはいない。また、「千葉市国民健康保険料減免取扱要綱」別表によると、所得減少による保険料の減免は、世帯の前年総所得に世帯の現年見込総所得を対比することにより行うとされている。

しかしながら、保険料の減免手続において、対象世帯の現年見込総所得を算定するにあたり、通勤手当を除くことなく所得の算定を行う事例が見受けられた。

保険料の減免については、適正に行われたい。

講じた措置

国民健康保険料の減免については、平成22年3月又は4月に各区長から保険年金課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、対象世帯の現年見込総所得を算定する場合には、通勤手当を除き所得の算定を行うよう周知徹底を図った。

なお、保健福祉局健康部では、国民健康保険料減免の手引きに現年見込総所得を算定する場合には通勤手当を除く旨を記載し、適正な事務執行を図ることとした。

報告書番号 21 監査報告第 12 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

エ 市税の賦課に係る手続を適正に行うべきもの（緑区役所）

固定資産税の納付時期は年 4 回とされており、市税条例第 9 条第 1 項によると、市長は第 1 号から第 3 号のいずれかに該当すると認めた場合は、市税を減免することができる。また、同条例第 9 条第 2 項により、市税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに市長に申請書を提出しなければならないとされており、市税の減免要件に該当する者が、同税の第 1 期の納期経過後、第 2 期の納期限前 7 日までに減免の申請をした場合については、第 2 期以降の税額を減免し、第 1 期の税額に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うこととされている。

しかしながら、第 1 期の同税の滞納処分の執行停止に係る事務を省略するため、第 2 期の減免要件に該当する者について、年度当初に賦課したものを取り消し、当該年度分を第 2 期から第 4 期で納付するよう賦課した後、減免処分を行うことにより、当該年度の税額全てを免除する事例が見受けられた。

市税の賦課に係る手続については、適正に行われたい。

講じた措置

市税の賦課に係る手続については、平成 22 年 3 月に区長から課税課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、市税の賦課及び減免に係る適正な事務の実施について、文書等により、市税の賦課等に係る事務手続きの指導を行い、適正な事務執行を図ることとした。

報告書番号 21監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

オ 収入金の払込みを適正に行うべきもの（花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、美浜区役所）

予算会計規則第32条第1項によると、現金等を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、花見川区役所納税課、稲毛区役所、若葉区役所及び美浜区役所各市民課では、市県民税課税証明書及び住民票の写し等の郵送請求用に送付された定額小為替等の払込みを、当日又は翌日に行っていなかった。

収入金の払込みについては、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

市県民税課税証明書及び住民票の写し等の郵送請求用に送付された定額小為替等の収入金の払込みについては、平成22年4月に各区長から担当課長に対し、指導を行った。

これを受け、担当課長は所属職員に対して、適正に事務を行うよう周知徹底を図り、予算会計規則に基づき、直接収納の当日又は翌日に指定金融機関等に適正に払い込むこととした。

報告書番号 21監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

カ 過誤払いに係る返納金の管理を適正に行うべきもの（中央区役所）

(ア) 地方自治法施行令第171条によると、普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

しかしながら、平成20年度に支出した児童手当の過誤払いに係る返納金については、返納義務者から納期限までに返納されなかったにもかかわらず督促を行っていなかった。

(イ) 予算会計規則第26条第3項第1号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定をしなければならないとされている。

しかしながら、平成20年度の出納閉鎖期日までに納入されなかった同返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定を行っていなかった。

過誤払いに係る返納金については、法令等に基づき適正な管理を行われたい。

講じた措置

過誤払いに係る返納金については、平成22年5月に区長からこども家庭課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は返納金の管理について適正な事務を行うため、新たに「過誤払いに係る返納金の管理事務手順」を作成し、督促や調定などの事務手続きを所属職員に対して指導した。

報告書番号 21監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

ア 補助対象経費を適正に算定すべきもの（中央区役所、稲毛区役所、緑区役所）
町内自治会集会所建設等事業補助金交付要綱第2条第4項によると、設計等に要する経費や公租公課等については、当該補助事業の対象経費としないものと定められている。

しかしながら、集会所の新築または修繕を行った町内自治会から提出された補助金交付申請書等の関係書類を確認したところ、同項で定められた補助の対象としない経費を含めて算定していたもの、またその結果、本来の補助金所要額よりも多く交付したのが見受けられた。

補助金の補助対象経費については、その内容を精査し、適正に算定を行われない。

なお、過払い額の生じたものについては、すでに返還されている。

講じた措置

町内自治会集会所建設等事業補助金の補助対象経費の算定については、平成22年3月、4月又は5月に各区長から地域振興課長に対し、指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、内容を精査し、適正に行うよう周知徹底を図った。

また、今後の事務取扱においては、補助対象経費の算定にチェックリストを用いて確認するなど適正な事務執行を図ることとした。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

イ 前渡資金の精算を適正に行うべきもの（中央区役所）

予算会計規則第58条第1項によると、資金前渡職員は、前渡資金について、その目的達成後7日以内に精算(戻入)書を作成し、支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。

しかしながら、心身障害者医療費助成に係る前渡資金については、目的達成後7日以内に報告をせず、約1か月後から約4か月後に報告するなど著しく遅延しているものが見受けられた。

前渡資金の精算については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

心身障害者医療費助成に係る前渡資金の精算については、平成22年5月に区長から高齢障害支援課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、適正に事務を行うよう周知徹底を図るとともに、同医療費助成の支給方法について検討した結果、窓口での現金支給希望者がほとんどいないことから、平成22年6月支給分より現金による窓口支給のための資金前渡による窓口支払の取扱いを行わないこととした。

報告書番号 21監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

ウ 契約手続を適正に行うべきもの（中央区役所）

「決裁規程の運用について」（平成21年3月31日付け依命通達）によると、施行決定とは歳出予算等に係る契約を行うにあたり、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定等を受ける行為をいい、支出負担行為の決裁を受ける前に専決者まで決裁を受けることとされている。

しかしながら、「Q i b a l l（きぼーる）駐車場使用契約」については、契約の決定、締結前に施行決定が行われていなかった。

契約の締結にあたっては、手続を適正に行われたい。

講じた措置

「Q i b a l l（きぼーる）駐車場使用契約」の手続きについては、平成22年5月に区長から総務課長に対し指導を行った。

これを受け、同課長は所属職員に対して、適正な事務事業の取扱いについて周知徹底を図った。

なお、平成22年度分の本契約については、契約の決定及び締結前に施行決定を行ったうえで契約を締結した。